

平成8年度 臨時会費の徴収について

会員各位

総務委員会

この度、全地連より「建設大学校富士朝霧校の跡地利用」に関する予算措置について通達（H8. 1. 26付け）がありました。全地連では、この跡地を全国の会員各社の教育、訓練事業の場として積極的に利用する方針で検討を進めてきましたが、事業の永続的な活動を確保するため、独自の「教育・訓練基金」を設定することとなりました。

「教育・訓練基金」の資金手当の目標額は5千万円であり、このうち3千万円は全地連、関東協会、その他の地区協会で分担し、平成8年から10年までの3ヶ年計画で行います（東北協会負担額は50万円／年で150万円）。残り2千万円は、会員企業等で負担するものとし、平成8年度のみ各地区協会の臨時会費として徴収することになりました。1事業所当りの負担額は年間24,000円（月額2,000円）となります。

当協会では2月14日に臨時役員会を開催し理事間で協議しましたが、この全地連の趣旨に賛同し、1会員当たり24,000円を平成8年度のみ臨時会費として徴収することに決定いたしました。

徴収方法等の詳細については、後日会員各社に文書でお知らせしますが、皆様の御理解と御協力をお願いします。